

四半期開示の見直しに関する 実務の方針について

東京証券取引所
上場部開示業務室ディスクロージャー企画グループ課長

内藤 啓介



1. はじめに

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（以下「改正金商法」という。）が2023年11月に成立し、四半期報告書（第1・第3四半期）が四半期決算短信に「一本化」されることとなる（図表1：「年間における短信・報告書の開示」）。

東京証券取引所（以下「東証」という。）では、改正金商法の成立に先立ち、2023年6月に「四半期開示の見直しに関する実務検討

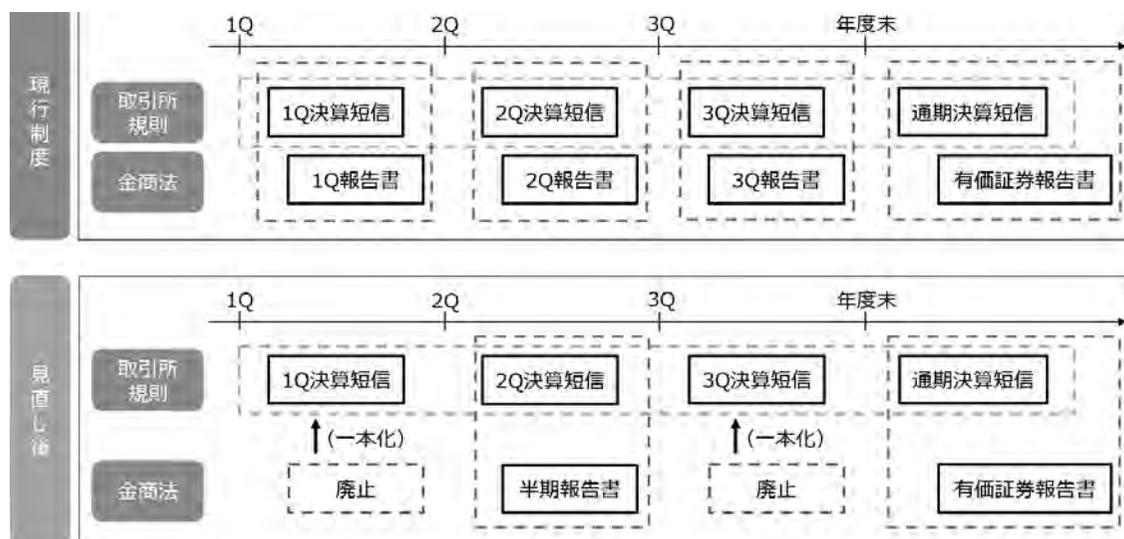
会」（以下「実務検討会」という。）を設置し、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（以下「DWG報告」という。）で示された「一本化」の具体的な方向性に沿った実務の実現に向けて検討を重ねてきた。

2023年11月22日に、実務検討会における検討を踏まえ、「四半期開示の見直しに関する実務の方針」（以下「実務の方針」という。）を取りまとめ、公表した。本稿では、本実務の方針について解説する。なお、東証では、2023年12月18日に、実務の方針にしたがって、規則改正に係る制度要綱（「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について」）を公表しているが、実務の方針公表後の動向についても補足をを行うこととする。

〈目次〉

1. はじめに
2. 四半期開示の見直しの経緯
3. 四半期開示の見直しに関する実務の方針
4. 実務の方針公表後の動向
5. おわりに

(図表1) 年間における短信・報告書の開示



2. 四半期開示の見直しの経緯

四半期開示について、東証では、1999年に、新興企業向けの市場であるマザーズ上場会社から開示を義務付け、2003年から、すべての上場会社に段階的に開示を義務付けている。その後、四半期開示制度は、2006年に、金融商品取引法において法制化され、2008年から施行されている。

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループでは、四半期開示のあり方について、議論が行われ、2022年6月及び12月にDWG報告書が取りまとめられている。2022年6月の報告では、金融商品取引法上の四半期報告書（第1・第3四半期）と取引所規則

に基づく四半期決算短信の間の内容面での重複を解消し、両者を「一本化」することを通じて、コスト削減や開示の効率化を図る方向性が示された。その上で、「一本化」にあたっては、開示のタイミングや投資者における広い利用状況等を踏まえ、四半期決算短信に「一本化」することが提言されている。また、同年12月の報告では、その具体化における各論点の方向性が示されている。

東証では、2023年6月に、有識者による「四半期開示の見直しに関する実務検討会」を設置し、DWG報告によって示された「一本化」の具体的な方向性に沿った実務の実現に向けた検討を重ねてきた（図表2：「実務検討会のメンバー一覧」）。2023年11月には、実務検討会における検討を踏まえて「四半期開示の見直しに関する実務の方針」を公表した。以

(図表2) 実務検討会のメンバー一覧

| | | | (2023年11月22日現在) |
|--------|---------------|---|-----------------|
| 座長 | 神作 裕之 | 学習院大学大学院法務研究科 教授 | |
| メンバー | 井口 謙二 | ニッセイアセットマネジメント株式会社 執行役員 運用本部副本部長 チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー | |
| | 植村 一之 | パナソニック ホールディングス株式会社 グループ経理渉外部長 | |
| | 神田 秀樹 | 学習院大学大学院法務研究科 教授 | |
| | 熊谷 五郎 | みずほ証券株式会社グローバル戦略部産官学連携室 上級研究員 公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長 | |
| | 黒田 康平 | 株式会社三井住友銀行 財務企画部 副部長 | |
| | 黒沼 悦郎 | 早稲田大学大学院法務研究科 教授 | |
| | 三瓶 裕喜 | アストナリング・アドバイザー合同会社 代表 | |
| | 藤本 貴子 | 日本公認会計士協会 副会長 | |
| | 松本 道彰 | 日本製鉄株式会社 財務部決算室 室長 | |
| | | | (五十音順・敬称略) |
| オブザーバー | 金融庁、企業会計基準委員会 | | |

下では、実務の方針の概要について解説を行う。

■ 3. 四半期開示の見直しに関する実務の方針

① 第1・第3四半期決算短信の開示内容

実務の方針では、DWG報告で示されていた方向性を踏まえ、第1・第3四半期決算短信の開示内容について、四半期報告書で開示されていた事項のうち、投資者の要望が特に強い事項を四半期決算短信に追加し、開示を義務付けることとしている^(注1)。開示が義

務付けられる事項は、図表3のとおりであるが、現行の四半期決算短信から、サマリー情報に「レビューの有無」の記載を追加するとともに、添付資料の連結財務諸表等及び主な注記において、「セグメント情報等の注記」及び「キャッシュ・フローに関する注記（任意に四半期キャッシュ・フロー計算書を開示する場合を除く）」を追加し、その他の情報として、経営成績及び財政状態に関する定性的な説明である「経営成績等の概況」を追加している。なお、四半期連結財務諸表等に対して公認会計士等によるレビューを受ける場合には、レビュー報告書の添付が必要となる。また、開示が義務付けられる事項以外につ

(図表3) 第1・第3四半期決算短信の開示内容(義務付けられる事項)

| | | |
|--------|------|--|
| サマリー情報 | | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「レビューの有無」を記載(義務のレビューと任意のレビューを区別) ➢ 「当四半期累計期間における連結範囲の重要な変更の有無」に変更(※1) |
| 添付資料 | 財務諸表 | 日本基準、IFRS、米国基準で取扱いに差は設けず、以下の事項は一律義務付け <ul style="list-style-type: none"> ➢ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書(※2) (CF計算書は投資判断に有用な情報として、投資者ニーズに応じた開示を要請) |
| | 注記事項 | 現行の注記事項に「 セグメント情報等の注記 」「 キャッシュ・フローに関する注記 」を追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 継続企業の前提に関する注記 ➢ 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 ➢ 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 ➢ 四半期特有の会計処理 ➢ セグメント情報等の注記(新制度における半期報告書と同水準) ➢ キャッシュ・フローに関する注記(CF計算書を省略する場合) |
| | その他 | 経営成績等の概況(※3) 継続企業の前提に関する重要事象等(現行と同じ) レビュー報告書(レビューを受ける場合のみ添付) |

※1：現行の「重要な子会社の異動(特定子会社の異動)」から、四半期報告書に合わせて、「連結範囲の重要な変更」とすることを意味している
 ※2：四半期会計期間に係る連結損益計算書及び連結包括利益計算書については、新制度における半期報告書において2Q会計期間に関する開示はなされないことが想定されることを踏まえ、省略を認める
 ※3：決算説明資料など決算短信以外での開示を行うことも可(その場合、該当書類を参照すべき旨・参照方法を記載)

いても、原則として、上場会社が投資者ニーズを適切に把握し、投資者ニーズのある事項に関して積極的に開示することが重要となる。そのため、会社情報適時開示ガイドブックにおいて投資判断に有用と考えられる情報を例示(図表4:「投資判断に有用と考えられる情報」の具体例)参照)し、投資者ニーズに応じた自発的な開示を促すこととしている。なお、業種や事業内容等によって投資者ニーズは異なることから、開示する情報については、投資者ニーズに応じて各社が判断することとしている。

② 第1・第3四半期決算短信のレビュー

実務の方針では、DWG報告で示されていた方向性を踏まえ、第1・第3四半期決算短信に添付される四半期連結財務諸表等につい

て、監査人によるレビューは原則任意としつつ、会計不正等により、財務諸表の信頼性確保が必要と考えられる場合には、監査人によるレビューを義務付けることとしている。

レビューが義務付けられる要件については、上場会社及び監査人による予見可能性の観点から、義務付けの要件を明確に規定することとしている。具体的には、図表5に記載の要件のいずれかに該当した場合、要件該当以後に開示される第1・第3四半期決算短信に添付される四半期連結財務諸表等に対して公認会計士等のレビューを受けることを義務付けることとしている。なお、要件該当後に提出される有価証券報告書及び内部統制報告書において、以下の要件のいずれにも該当しない場合には、レビューの義務付けは解除することとしている。

(図表4) 「投資判断に有用と考えられる情報」の具体例

(財務諸表及び注記事項)

- キャッシュ・フロー計算書
- 財務諸表に係る注記
 - ✓ 貸借対照表関係の注記/損益計算書関係の注記
 - ✓ 金融商品/有価証券/デリバティブ関係の注記
 - ✓ 重要な後発事象の注記、など

(経営成績等の概況)

- 経営成績等に関する説明に当たって、投資判断に有用と考えられる事項(※)
 - ✓ 経営管理上重要な指標
 - ✓ 設備投資・研究開発費
 - ✓ 適時開示を行った事象が決算に与える影響

(例) 企業結合関係や子会社の取得等による四半期業績への具体的な影響、など

※ 経営成績等に関する説明に当たっては、四半期報告書における「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」として開示が求められている事項を参考とすることが考えられる。

また、任意でレビューを受ける場合及び義務で受ける場合のいずれについても、年度の監査人と同一の監査人によるレビューを受けることとし、企業会計審議会の策定するレビューの基準及び日本公認会計士協会における実務指針に基づくレビューを求めることとしている。

なお、第1・第3四半期連結財務諸表等については、東証で定める作成基準に準拠して作成及び開示することを想定しているが、当該作成基準については、四半期会計基準等に準拠するなどして作成する^(注2)ものとしつつ、義務付けされる事項以外の事項については省略できるものとする想定である。この想定におけるレビューの性質について、開示の省略を行う場合(特定の事項以外を省略できる財務報告の枠組みに基づき四半期連結財務諸表等を作成する場合)には、準拠性に関する

レビューとなることが想定され、開示の省略を行わない場合(四半期会計基準等に準拠し、現行の四半期報告書と同様の四半期連結財務諸表等を作成する場合)には、適正表示に関するレビューとなることが想定される。これに関連し、実務の方針では、レビューについては、日本公認会計士協会などと連携し、ステークホルダーの理解を深めるとしている。

③ エンフォースメント

DWG報告では、これまで四半期報告書のみを対象とした課徴金納付命令が極めて少ないことや、第1・第3四半期報告書廃止後の半期報告書及び有価証券報告書において法令上のエンフォースメントが維持される^(注3)ことを踏まえつつ、取引所において、エンフォースメントをより適切に実施していくとの方向性が示されていた。

(図表5) レビュー義務付けの要件

| |
|---|
| (義務付けの要件) |
| ① 直近の有価証券報告書・半期報告書・四半期決算短信（レビューを行う場合）において、 無限定適正意見（無限定の結論） 以外の場合 |
| ② 直近の内部統制監査報告書において、 無限定適正意見以外 の場合 |
| ③ 直近の内部統制報告書において、 内部統制に開示すべき重要な不備 がある場合 |
| ④ 直近の有価証券報告書・半期報告書が 当初の提出期限内に提出されない 場合 |
| ⑤ 当期の 半期報告書の訂正 を行う場合であつて、 訂正後の財務諸表に対してレビュー報告書が添付 される場合 |
| ※ ①・③について、直近の有価証券報告書・半期報告書・四半期決算短信（レビューを行う場合）・内部統制報告書の訂正を行う場合で、 要件に該当する場合も対象 |
| ※ ④・⑤については、財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかな場合を除く |

(図表6) エンフォースメントに関する具体的な方針

| |
|--|
| 【具体的な方針】 |
| ① 会計不正等の疑義が生じた場合など、必要と認める場合に、上場会社に対して、正確な報告に向けて必要な調査及び調査結果の報告（必要かつ適当と認める場合に、その内容の開示）を求められるよう上場規則で明示 |
| ② 公認会計士等へのヒアリングを求める場合の上場会社に対する協力義務に関する上場規則（規程第604条）について、その射程を、上場廃止に係る該当性の判断に必要と認める場合から、会計不正等が生じ、実効性確保措置の検討に必要と認める場合に拡大 |
| ③ 上記②の施策が適切に機能するように、監査契約（JICPAにおけるひな型）において、守秘義務解除の「正当な理由」として、取引所からの情報連携の要請等を含めるなど、JICPAにおいて対応されることが期待される |

実務の方針では、取引所における開示に係る審査にあたっては、上場会社への確認を基本としつつ、取引所において、エンフォースメントをより適切に実施していくため、監査人との連携を強化し、会計不正の概要を早期に把握できる仕組みを構築するとした。具体的な方針は、図表6のとおりである。

④ 見直し後の第2四半期・通期決算短信の取扱い

実務検討会では、見直し後の第2四半期・通期決算短信の取扱いについても、検討を行ったが、第2四半期・通期は、対応する法定開示が存続することから、法定開示に対する速報という現行の取扱いを維持することとしている（注4）。

⑤ 決算短信のデータ配信形式

実務検討会では、決算短信のデータ配信形

式についても検討を行い、方針を取りまとめている。

現在、決算短信では、「サマリー情報」及び「財務諸表」について、XBRL形式での提出を要請しており、その他の事項については、PDFでのみ開示されている。また、2021年12月より、決算短信の添付資料について、任意でHTML形式での提出を可能とする実証実験を行っている。他方で、金融商品取引法上の四半期報告書は、全文がXBRL形式にて公表されていることから、四半期報告書廃止に伴い情報ベンダーをはじめとする情報利用者において影響が生じる可能性があり、情報ベンダーへのヒアリングを実施した結果も踏まえて議論を行った。

決算短信のデータ配信については、情報ベンダーの情報取得手段の継続性、個人投資家

(図表7) 決算短信のデータ配信形式

| | | 現様式 | | | 新様式 | | |
|--------|---------------------------|-----|------|------|-----|-----------|------|
| | | PDF | XBRL | HTML | PDF | XBRL | HTML |
| サマリー情報 | | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — |
| 添付資料 | 経営成績等の概況 | ○ | — | 任意 | ○ | — | ○ |
| | 財務諸表 | ○ | ○ | 任意 | ○ | ○ 〔※1〕 | ○ |
| | 注記事項 | ○ | — | 任意 | ○ | ○ 〔※2〕 | ○ |
| | (1Q・3Qである場合のみ) レビュー報告書 | — | — | — | ○ | — | ○ |

※1：米国基準について、現様式ではXBRLの提出を不要としているが、新様式ではXBRL（包括タグ）の提出を求める

※2：注記事項（1Q・3Q）のうちXBRLの提出を求める範囲は、四半期報告書において詳細タグが付されかつ、情報ベンダーにおいてXBRLデータの利用が確認されている事項とし、会計基準ごとに以下のとおりとする（該当する注記事項を開示する場合に限りXBRLの提出を求める）

日本基準：「セグメント情報等の注記」、「貸借対照表関係の注記」、「損益計算書関係の注記」

I F R S：「セグメント情報の注記」、**米国基準**：該当なし

を含む幅広い情報利用者の利便性、上場会社における実務負担への影響などを踏まえて図表7のとおり見直しをすることとした。なお、配信形式の平仄をそろえる観点から、第2四半期（中間期）及び通期においてもHTMLの提出を求めることとしている。

本見直しに伴い、HTMLの提出が義務となる（注5）が、PDFでは設定によりテキストコピーができない場合などがある一方、HTMLではそれが可能であり、PDFに比べてテキスト抽出・分析が容易となるメリットがある。そのため、利用者におけるテキスト分析での活用や、海外投資家によるブラウザの翻訳機能等を用いた自動翻訳の活用により、情報収集・分析等がしやすくなることが期待される。

⑥ 情報開示の充実

DWG報告では、「企業環境の急速な変化や情報技術の進展等を背景に、投資家の投資判

断において企業による適時の情報開示の重要性は高まっており、先般の感染症拡大や国際情勢の変化等、これまで想定されなかった事象について、企業が適切にリスクの識別・評価を行い、取引所の適時開示の枠組みで情報開示を充実させていくことは重要な課題である。加えて、四半期開示の任意化を検討する前提として、適時開示の充実は重要な考慮要素となっている。」（注6）とされている。そこで、実務検討会においても、適時開示をはじめとする情報開示の充実について検討を行った。

情報開示の充実に関しては、上場会社が主体的に判断し、投資者にとって有用な情報が積極的に開示される市場環境の整備を行うこととしている。

そのため、当面の対応として、1つは、会社情報適時開示ガイドブックにおいて、事業環境の変化に関する開示のポイントを追加

(図表 8) 事業環境の変化に関する開示のポイント

| | 事業環境の変化による影響等の情報 | 投資判断の前提となる客観的な事実 |
|---------------|--|---|
| 開示が望まれる事項の例 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業活動や経営成績等への影響 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 売上高や利益、財政状態への影響 ✓ 顧客や受注等の動向・KPIの動向 ✓ 中長期的な経営方針・経営戦略への影響有無・対応策 ※ 確定的な影響額が判明する前でも、見込みベースでの影響額や定性的な情報を開示することも考えられる ➢ 業績予想等の将来情報 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 前提とするシナリオの概要 (例) 経済活動の回復有無、回復を想定する時期 ✓ 具体的な前提条件 (例) 為替や資源価格の想定レート ➢ リスク情報 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 新たに生じたリスクの概要、顕在可能性、顕在化時の事業活動や経営成績等への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業等の状況 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 影響があると見込まれる領域の事業規模・エクスポージャー ✓ 主要な事業拠点の有無・稼働状況 ✓ 製商品の生産・供給の状況 ➢ 経営成績等への影響 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 為替や資源価格に対する利益感応度 ※ 開示時点の数値ではなく、直前会計年度末時点での数値を開示することも考えられる |
| 期待される開示のタイミング | 影響等を把握次第、随時 | 事業環境の変化が発生したタイミングで速やかに |
| 投資者として期待する事項 | <ul style="list-style-type: none"> • 事業環境の変化による影響（可能性を含む）やリスクに関する経営者の認識 | <ul style="list-style-type: none"> • 影響があると見込まれる領域における最大ロスや原材料価格の変動リスクを把握（初動の段階では、大まかなリスクを把握することが目的） |

※ 事業環境の変化による影響が軽微と見込まれる場合であっても、投資者の関心が特に強いと考えられる場合には、影響が軽微である旨を開示することが考えられる。
 ※ 有報や決算短信等の定期開示において、あらかじめ上記に関連する前提情報（業績予想等の前提条件やリスク情報など）を開示することも重要

し、開示を要請することとしている（図表 8：「事業環境の変化に関する開示のポイント」）。また、適時開示のバスケット条項について、本来の趣旨である、各社が投資判断上の重要性を軸に開示要否を判断するということの理解を促進するため、会社情報適時開示ガイドブックの補足的な説明を見直すこととしている。さらに、取引所においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時やウクライナ情勢悪化時の際に開示例を公表していたが、今後も継続的に開示例を公表し、開示拡充を促すサイクルを作るとしている。また、期中の開示の前提となる有価証券報告書等の定期開示についても、金融庁における好事例集の継続的な公表等を通じて開示充実を図ることが

重要としている。

その後の展望としては、投資家の意見を継続的に聞きながら、上場会社の開示姿勢の変化をフォローしていくこととしている。その上で、上場会社が主体的に判断し、投資家にとって有用な情報が積極的に開示されるプラクティスが醸成されれば、現行の細則主義の枠組みから原則主義への移行の是非や、四半期決算短信の任意化の是非の検討の素地になると考えられるとしている。

■ 4. 実務の方針公表後の動向

改正金商法における四半期報告書の廃止については、2024年4月1日に施行される。そ

(図表9) 改正規則の適用時期



※ 3月期決算会社の第1四半期及び9月期決算会社の第3四半期から順に、見直し後の第1・第3四半期決算短信の開示が必要となる

れに併せて、図表9のとおり、2024年4月1日に開始する第1・第3四半期会計期間に係る四半期決算短信から、新制度が適用となる。

実務の方針では、今後、本実務の方針にしたがって、取引所の規則改正及び決算短信の作成要領を含む適時開示ガイドブックの改訂を実施するとしている。東証では、2023年12月18日に、規則改正に係る制度要綱(「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について」)を公表し、パブリック・コメント手続きを行っている(2024年1月17日まで)。今後、パブリック・コメント手続きで提出された意見を考慮して、規則改正を行うこととなる。そのた

め、本稿で説明した内容について、今後、一部変更される可能性がある点は留意いただきたい。

5. おわりに

今般の四半期開示の見直しは、DWG報告で示されているように、法定の四半期報告書と四半期決算短信を一本化することで開示の効率化を図り、企業負担を軽減しつつも、投資家にとって必要な情報が開示されるといった市場環境を整備していくものである。東証では、新制度への円滑な移行に向けて、引き続き、対応を行うとともに、当該趣旨が達成

できるよう、継続的な取組みに努めていく所存である。

(注1) 現行の四半期決算短信は、四半期報告書の速報として、速報性が求められる事項に限定して開示を要請しているが、四半期報告書が廃止されることに伴い、最低限の開示を担保する観点から、開示事項の義務付けを行うものである。

(注2) 実務の方針において、第1・第3四半期財務諸表等に係る財務報告の枠組みのイメージとして、「新制度における半期報告書に適用される財務諸表等規則及び会計基準を参照する」としているが、実務の方針公表後、企業会計基準委員会において四半期会計基準を維持する方針が示されたことから、「四半期会計基準等に準拠するなどして作成する」こととしている。

(注3) 第1・第3四半期の四半期決算短信についても風説の流布など、法令上の不公正取引の禁止の罰則等の対象となりうる。実務の方針では、その点についても適切に理解されるよう周知を行うとの方針を示している。

(注4) 開示資料名は、第1・第3四半期決算短信との連続性を踏まえ、「第2四半期（中間期）決算短信」とする。

(注5) 上場会社が有価証券報告書や決算短信等を作成する際に使用している印刷会社ツールでは、決算短信の添付資料のHTMLを生成する機能が実装されていることから、HTMLのコーディングは不要であり、上場会社における追加的な作業負荷は限定的である。

(注6) 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2022年12月27日公表）P.4参照。

